

コメント

黒 沼 悦 郎

一 はじめに

曾先生、ご報告をありがとうございます。曾先生のご報告は、台湾における取締役候補者指名制度およびこれを利用した会社の支配権争いの実例を紹介し、理論的、実際的な検討を加えられたものであり、日本の研究者にとっても知的好奇心を刺激する有意義なものでした。

以下では、若干の質問を交えつつ、ご報告の論点についていくつかのコメントをしたいと存じます。

二 候補者指名制度とコーポレート・ガバナンス

曾先生は、中石化社と大同社の2つの事例を紹介した後、コーポレート・ガバナンスにおける取締役候補者指名制度の機能について分析、検討されました。

曾先生は、まず、取締役候補者指名制度は、これを採用すると、株主が直接に支持しようとする取締役候補者の名前を議決権行使書面に記入することが禁止され、会社が候補を不当に拒絶した場合に株主が不利な状況に陥るという短所と、会社提案および株主提案に係る候補者が株主総会前に単一の候補者リストに登載されるという長所があるとされます。他方、候補者指名制度は、上場会社が定款で選択すると適用されるようです。制度

が作られた以上は長所があるからであり、制度の短所については、曾先生がのちに議論されているように克服することが可能だとすると、なぜ候補者指名制度の適用を上場会社に強制するのではなく、その採用を任意としたのでしょうか。

参考までに、取締役候補者指名制度に相当する制度は、日本では株主提案権ですが、株主提案権は、形式的には、すべての株式会社に認められています。ただし、株主提案の内容を書面投票・電子投票の対象とすることは、書面投票等を採用している会社でのみ意義があることとなります。

曾先生は、つぎに、候補者指名制度は、株主が指名する取締役候補を株主全体に知らせて当選の確率を高めるだけであり、コーポレート・ガバナンスの促進とは必ずしも直接的な関連性があるとは思われないとされます。

しかし、選任する取締役が違う派閥に属することが問題であるとするれば、それは候補者指名制度があるためではなく、台湾において累積投票制度の適用が強制されているためではないでしょうか。問題となるのは累積投票制度とコーポレート・ガバナンスの関係であるように思いました。

第3に、曾先生は、会社が指名委員会を設置する場合、会社法192条の1が適用されるかという問題点を指摘されました。たしかに、指名委員会の機能が有能な人材を推薦することにあるとすれば、株主の利益を代表させる少数株主の候補者指名制度と両立しないように思われます。

もっとも、指名委員会の機能の捉え方によって、この問題は解消するようにも思われます。日本にも指名委員会制度はありますが、それは、モニタリングモデルにおいて、監督に当たる者（取締役）が執行に当たる者（執行役）からの独立性を確保するための制度と捉えられています。少数派株主が指名し当選させた取締役は、はじめから執行役からの独立性が確保されているはずですから、この点で指名委員会制度と矛盾しません。他方、多数派株主が支持する取締役は執行役から独立していない可能性が高いので、会社が取締役候補者を提案するには指名委員会の推薦を受けなけ

ればならないという制度は、なお意義を有すると考えられます。

三 取締役候補者の審査の仕組み

取締役候補者指名制度の実務上の問題点として、曾教授は、取締役会による株主指名候補者の資格審査がどこまで及ぶべきかを論じられました。台湾法の議論を伺うかぎり、取締役会に大きな権限を持たせると、候補者指名制度の利用を過度に制約するように思いました。

また、この論点は日本法にも示唆を与えるものです。

日本の株主提案権制度では、議決権の1%以上を保有する株主が特定の者を取締役候補者として株主総会に提案する場合、株主総会の8週間前までに会社に請求すれば、当該候補者を株主総会招集通知に記載し、書面投票・電子投票の対象とすることができます(会社法305条1項)。会社提案の取締役候補者については、株主総会参考書類に、候補者氏名のほか、生年月日、略歴、保有する株式数、重要な兼職先、会社との間の特別の利害関係等を記載しなければなりません。株主提案に係る取締役候補者については、上記事項のうち株主が通知してきた事項(明らかに虚偽である事項を除く)のみを会社が記載すれば足り(会社法施行規則93条1項4号)、提案株主がこれらの事項を通知しなければならないとする規定はありません。したがって、株主がこれらの事項を通知しなかったとしても、会社は株主提案の記載を拒否することはできません。また、候補者が取締役の欠格事由に該当しないことを証明する書面の添付は求められていないので、候補者が欠格事由に該当していても会社は株主提案を拒否することはできません。

日本法は、欠格事由については、おそらく、その有無は取締役の登記の際に証明書を求めることで対応できるので、選任手続の段階では問題としないという考え方をとっていると思われます。現在、日本では、社外取締役の設置は強制されていないので、問題は表面化していませんが、社外

取締役の設置が強制されると、その欠格事由は厳しいので、選任手続の段階で問題を処理する必要性が生じるようにも思われます。また、候補者に関する他の情報については、これまで論じられてきませんでした。が、会社提案と株主提案の間の不均衡を是正すべきように思います。

四 裁判所の仮処分から生じる問題点

さいごに、曾教授は裁判所の仮処分から生じる実務上の問題点を詳しく検討されました。

それらのうち、委任状に取締役選任議案については議決権を行使しないと明記したから、候補者指名制度に係る仮処分を却下しても不利益を被らないといえるかという点は、大変興味深いものでした。

この点について、日本の裁判官ならばつぎのように考えるでしょう。会社法192条の1は発行済株式総数の1%以上を有する株主であれば、無議決権株の株主であっても、候補者指名権を行使できるとしている。したがって、この制度の趣旨は、自らが指名した候補に投票できなくても、候補者を会社の候補者名簿に登載させ、他の株主の判断を受けさせることにあると考えられる。そうだとすると、候補者指名株主が委任状において指名した候補者の支持を表明しなかったから、当該株主が候補者名簿への登載について利益を有していないとはいえない。

ただし、現在の日本の会社法学の一般的な考え方からすると、候補者指名権は議決権を前提とする権利と考えられるので、その要件は議決権を有する株式の1%以上であるべきでしょう。

以上、雑駁な感想でありましたが、私からのコメントとさせていただきます。